

## 自主行動基準の指針 最終報告（素案）について意見

埼玉大学経済学部講師 原 早苗

座長、事務局におかれましてはここまでおまとめいただきご苦労に感謝いたします。最終報告の検討ですが大学での講義と重なり申し訳ございませんが欠席とさせていただきます。

しかし、全体にトーンが弱く、方向性が見えない等、問題点も多く、中途半端なものでは出せないと思います。以下の点につき検討を深めていただきたくよろしくお願い申し上げます。

1. 「目次」の項目に、「消費者にとっての自主行動基準」という立て方がないのが、不足感があります。(4)に「役割」という規定が入っていますが、これでは不十分です。
2. 21世紀の消費者政策としての位置付けをもっと明確に打ち出すべきです。「はじめに」の項目の中では不十分で、項目を立てるべきです。審議の途中で21世紀の消費者政策議論がはじまりました。この中に明確に位置付けていくべきです。あわせて、自主行動基準を根底においたコンプライアンス経営の重要性にも触れておくべきです。
3. 「透明性」の確保(p5)については、本文中にもう少し明確化した文章が必要です。「信頼性の確保のために、透明性が必要」がもっと読み取れるように。
4. 「行政」(p9)の書きぶりが不十分です。「策定されたものを見ることで、消費者行政のよりどころとすることができる」といった文章の追加が必要です。
5. <情報の公開>(p10)では、情報の公開の仕方として、「環境報告書」から発展して、最近では欧州を中心に「サステナビリティ(持続可能性)報告書」が出されるようになっており、こうした観点が盛り込まれてきています。例示的に挙げられてはどうでしょうか。
6. p12の中段に「留意点」を設けるべきです。内容としては、自主行動基準がセーフ・ハーバー・ルールにならないよう、つまり過度な防波堤になら

ないよう取り扱うことが必要といったことがいると考えます。また、どこかで独禁法との関係の整理も入れておくべきでしょう。

7. 「事業者団体による自主行動基準の意義」( p 1 5 ) では、事業者団体の役割が大きく変化していくことが強調されているわけですが、これまで、事業者団体は独禁法上、非常に動きにくい印象がありました。そこで、「透明性をあげることと消費者参加を促すことで変質させていくという」ことを明確に入れてクリアーにする必要があるように思います。

8. 「公正競争規約の拡充とその活用」( p 1 6 ) では、アウトサイダーにも及ぼす施策は何か考えられないでしょうか。考えられないにしても言及しておくべきでしょう。

9. 「消費者政策上の自主行動基準の位置付け」( p 2 0 ) は、これだけでは弱くて「実効性の確保」とすべきです。そのうえで、いくつかアイデアを出してみるべきでしょう。

10. メッセージは、最近の不祥事を受けた形で書かれていますが、導入部はそれでいいとしても、後段は企業の社会的責務、21世紀の消費者政策と結びついたところに展開していくべきでしょう。

全体に文言の精査が必要だと考えます。

以 上